

■ 転出届に伴う手続き一覧表

本人確認 マ・免・パ・保・その他【 】 確認日 年 月 日 確認者

分類	該当	手続済	対象者	庄内町での手続き	受付窓口	新住所地での手続き
一般			マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方	—	1階 税務町民課 町民係	お持ちのカードを提示してください。
			印鑑登録をしている方	転出予定日で登録が無効となります		登録の手続きをしてください。
			原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(庄内ナンバーを除く)を所有している方	□廃車・名義変更	1階 税務町民課 住民税係	登録の手続きをしてください。
国民健康保険			国民健康保険に加入している方	□保険証の返却※転出予定日以降は使用できません (修学のため転出する方)(住所地特例施設に転出する方) □新住所地で庄内町の保険証を使う手続き	1階 税務町民課 国保係	加入の申出をしてください。 —
			(国外転出の方)国民年金に加入している方	□任意加入(希望する場合)	1階 税務町民課 町民係	—
高齢者医療			75歳以上 後期高齢者医療保険に加入している方	□保険証の返却※転出予定日以降は使用できません (県外への転出される方) 「負担区分証明書」の交付	1階 税務町民課 国保係	加入の申出をしてください。 証明書を提示してください。
			65歳以上 介護保険に加入している方 (要介護認定を受けているの方も含む)	□保険証の返却 □介護保険資格喪失届 ※転出予定日以降は使用できません (住所地特例施設に転出する方) □介護保険資格異動届 (要介護認定を受けている方) 「介護保険受給資格証明書」の交付	1階 保健福祉課 介護保険係	加入の申出をしてください。 — 証明書を提示してください。
障がい福祉			重度心身障がい(児)者医療証をお持ちの方	□医療証の返却※転出予定日以降は使用できません	1階 税務町民課 国保係	交付の手続きをしてください。 ※県外の場合、制度のない市町村もありますのでご確認ください。
			障がい者手帳をお持ちの方 自立支援医療を受けている方	□居住地等変更届または住所変更 ※福祉施設、介護施設に入所の方のみ必要です	1階 保健福祉課 福祉係	住所変更の手続きをしてください。
			特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方	(県外へ転出される方) □住所変更届		
			心身障害児手当を受給している方	□資格喪失届		
こども関係			0歳～中学生のお子さんがいる方	□児童手当受給事由消滅届 □別居監護申立	1階 子育て応援課	申請の手続きをしてください。
			子育て支援医療証をお持ちの方	□子育て支援医療証の返却 ※転出予定日以降は使用できません	1階 税務町民課 国保係	交付の手続きをしてください。 ※県外の場合、制度のない市町村もありますのでご確認ください。
			ひとり親家庭等に該当する方	□ひとり親家庭等医療証の返却 ※転出予定日以降は使用できません □児童扶養手当住所変更届	1階 子育て応援課	住所変更の手続きをしてください。
			妊娠中の方(妊婦健康診査受診票をお持ちの方)	—	1階 保健福祉課 健康推進係	新たに受診票の交付を受けてください。 (庄内町の受診票は使用できません。)
その他			ガス・水道の閉栓	□ガス・水道使用停止申込み (Tel.0234-42-0185またはLINEで申込みできます)	別棟 企業課業務係	—
			町営住宅等を退去する方	□同居者異動届	2階 建設課 都市計画係	—
			犬を飼っている方	—	3階 環境防災課 環境衛生係	登録事項変更の手続きをしてください。

◆新住所での手続きについて

新しい住所に住み始めた日から「**14日以内**」に、転入届をしてください

【届出に必要なもの】

- ★ **転出証明書**(前住所地で発行されたもの)※マイナンバーカードで特例転出届出した方は不要
- ★ **マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード** (お持ちの方のみ)
- ★ **本人確認書類**(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)
- ★ **委任状**(代理人が届出する場合必要。ただし、同一世代の方は不要)
- ★ **外国人の方** → **在留カード** または **特別永住者証明証**

【留意事項】

- 14日以内に届出しないと過料に処されることがあるほか、住所不定になります。
- 本町における住民票は、異動予定日以降は除住民票として取り扱いとなります。
- 転出を取りやめたいときは、ただちに転出証明書を持参し、転出取消の手続きを行ってください。

◆町税関係について

- ★**町県民税** → 転出する年の1月1日現在、本町に住所を有した方の前年の所得に課税され、1年間の税額を納付していただくことになります。年の途中で転出された場合でも、その年の町県民税は引き続き本町に納めていただくことになります。転出時の手続きは不要です。
- ★**固定資産税** → 1月1日現在、本町に固定資産を所有してる方に課税されます。年の途中で転出された場合は、4、5月に郵送された納税通知書にしたがって引き続き納付してください。納税通知書の発送前に転出された方については、転出先住所宛に送付します。
- ★**国民健康保険税** → 転出時の手続きは不要です。新住所地に届出をした転入日の属する月から月割りで本町の税金が減額となります。税額変更後の納税通知書は、転出手続きの翌月に送付します。還付が生じる場合は、改めて還付通知書を送付します。なお、転出日によっては、転出後も納付いただく税額が残る場合がありますので、納期限までの納付をお願いします。
- ★**軽自動車税** → 毎年4月1日現在主たる定置場が本町にある軽自動車等の所有者若しくは使用者に課税されます。したがって、4月2日以降に名義変更・廃車・車検証の住所変更等をしてその年度分は全額本町に納付していただくことになります。
 - ①**原動機付自転車(125cc以下)及び小型特殊自動車(庄内ナンバーを除く)をお持ちの方**
 - 他の方に譲る場合や、廃車する場合は本町で名義変更または廃車手続きが必要です。
 - ②**軽自動車をお持ちの方**
 - 転出届だけでは、車検証の住所等の記載は変更されません。転入先の下記窓口で車検証の住所等変更の手続きが必要です。
 - 二輪の軽自動車・・・全国軽自動車協会連合会
 - 軽自動車(三輪・四輪)・・・軽自動車検査協会
 - 二輪の小型自動車・・・運輸(支)局